

施策分析シート（平成23年度）

No1

施策名	地域の健康と安全の確保	施策No	07-02	部課名	環境清掃部環境課
関連部課名					
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			

目的
 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導等を行うとともに、住民等からの苦情相談に関する調査等を行い、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

指	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(28年度)	
	発生源別苦情件数	230	165	107	—	140	住民等から寄せられた苦情
上位3つ	騒音	97	49	38	—	50	鉄道、工場等の騒音
	振動	18	14	6	—	15	工事、自動車等の振動
	悪臭	27	26	13	—	25	近隣の悪臭
	低公害車導入率(%)	87.7	88.3	88.1	—	90	区が管理、保有する低公害車の導入率

現状と課題（指標分析）

- ・健康で快適な生活環境を守るため、20年度、これまで法令等に規定がなかった給餌等による迷惑行為に対して弁護士等の専門家による審査手続を定め、立入調査権や罰則等を設けることで問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにするための条例を制定した。21年4月から施行したが、条例の運用と迷惑行為の解決が課題である。
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭は、いわゆる「典型7公害」と呼ばれ、特に、騒音・振動・悪臭は、法により規制されているものの、生活に密着した新たな都市・生活型公害として位置付けることができる。これらの公害への対応は、解決までに時間を要するものも多い。
- ・隅田川の水質浄化については、「隅田川水系浄化対策連絡協議会（荒川区・中央区・台東区・墨田区・江東区・北区・板橋区・練馬区・足立区の9区で構成）」において、合同水質調査等を行っている。
- ・低公害車の導入は、着実に進んでいるが、環境への負荷が少ない電気自動車についても率先導入を検討する必要がある。

今後の方向性

《今までの成果及び指標分析を踏まえて》

- ・迷惑行為への対応や、都市・生活型公害、マンション建設工事等の反対に起因する苦情等については、環境清掃部だけでなく、都市整備部、土木部、区民生活部、福祉部、保健所等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染については、近隣区とも連携し、全都的な取組に繋げることが必要である。また、区民に現在の状況を周知させるため、積極的な情報提供を行っていく。
- ・隅田川の水質浄化については、合同水質調査等だけでなく、住民参加で自然環境を守る機運を高めていく。
- ・庁有車の買い替え、リース更新の際に、電気自動車の導入を進める。

施策の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区民の身近な暮らしの環境を守るため、各部との連携を図り、区民の健康と安全の確保に努めることは、基礎自治体である区の責務である。

施策分析シート（平成23年度）

No2

施策を構成する事務事業の分類						
事務事業名	事務事業 No	決算額（千円）		施策推進のための 分類		分類についての説明・意見等
		21年度	22年度	前年度 設定	今年度 設定	
公害規制	05-01-07	619	213	推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生源因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。
大気汚染対策	05-01-08	1,046	585	継続	継続	区民の健康を守るため、区内の大気汚染（光化学スモッグ・浮遊粉じん等）状況を把握する。
水質汚濁対策	05-01-09	593	476	継続	継続	区民の健康を保護し、環境保全の意欲と増進を図るため、隅田川の水質状況を調査・把握する。
騒音・振動対策	05-01-10	1,047	612	継続	継続	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。
特殊有害物質処分	05-01-11	9,458	1,159	継続	継続	P C Bの特別措置法に基づき、適切に処理する。
良好な生活環境の確保	05-01-13	327	104	重点的に推進	重点的に推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取組である。
合 計		13,090	3,149			